

# ～在宅療養支援ベッド利用のルール～

一社)飯能地区医師会 在宅医療連携拠点はんのう

## 【療養支援ベッドとは】

飯能市・日高市に居住する在宅療養者において、一時的に入院が必要となった場合、かかりつけ医の判断により速やかに入院が出来るベッド「療養支援ベッド」を両市の協力医療機関にそれぞれ1日1床(計2床)確保しています。在宅療養者及びそのご家族が安心して在宅療養生活を送って頂けるようにサポート体制を整えています。

## 【療養支援ベッド協力医療機関】

飯能市：飯能中央病院 飯能靖和病院 佐瀬病院 飯能老年病センター

日高市：旭ヶ丘病院 岡村記念クリニック

輪番制で 365 日受付 9 時～17 時の日勤対応とします。

## 【療養支援ベッド利用に際して】

- ・利用の際は下記登録が必要になります。
  - 往診・訪問医登録として「往診・訪問診療医 登録シート」
  - 患者様の登録として 「患者情報登録シート」「在宅医療連携拠点における個人情報使用同意書」
- ・担当病院のベッドに空きがない場合は、協力医療機関が連携調整して確保します。
- ・入院の要否は、往診医の判断となります。入院が決まりましたら「埼玉県在宅療養支援ベッド利用申請書」の提出をします。療養支援ベッドとして使用する場合は差額ベッド代が請求されません。

## 【利用対象】

- ・肺炎・発熱・脱水等による一時的に入院治療が必要な場合
- ・レスパイト入院
- ・検査や画像診断等、身体状況の評価
- ・意識低下・けいれん発作・骨折等、急いで救急車を呼ばなければならないような場合は対象となりません。通常の救急対応となります。
- ・インフルエンザ等の感染症の場合は対象になりません。

## 【入院期間】

14 日以内での治療が予測されるもの。14 日を超える場合は、入院先の医療機関の指示に従って下さい。

## 【搬送方法】

入退院の搬送は、救急車は利用せず、自家用車、タクシー、民間救急等の利用をお願いします。